資料２

介護サービス事業者の経営情報の報告について

◆制度概要

介護保険法の改正により、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等を行うための新たな制度として、令和6年4月から創設されました。

これに伴い、原則として全ての介護サービス事業者は、経営情報等を厚生労働省が運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を通じて報告することが義務化されました。

➡報告には、「GビズID」の取得が必須です！

◆報告の対象となる介護サービス事業者

（草津市が指定している介護サービス事業者のみ記載しています）

・地域密着型サービス

・居宅介護支援【介護予防支援は報告対象外】

※①当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（介護報酬）が100万円以下である者、②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者　のいずれかに該当する場合は報告不要です。

◆報告内容

介護保険法第115条の44の2第2項の規定に基づいた介護サービス事業者経営情報

①事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

②事業所又は施設の収益及び費用の内容

③事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項

④その他必要な事項

報告したデータは、種別毎にグルーピングした分析結果を公表される予定のため、個別の事業所が特定される形式では公表されません。

◆報告期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の毎会計年度終了後 3 月以内です。

ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和7年3月31日までとします。

【例】 会計年度

令和5年4月～令和6年3月　⇒　報告期限　令和7年3月31日

令和6年1月～令和6年12月　⇒　報告期限　令和7年3月31日

令和6年1月～令和7年1月　⇒　報告期限　令和7年4月30日

なお、法令等により定められている会計監査に時間を要することにより、3か月以内の報告ができない場合については、監査終了後早急に報告することが可能。

◆Gビズ ID の取得方法パターン

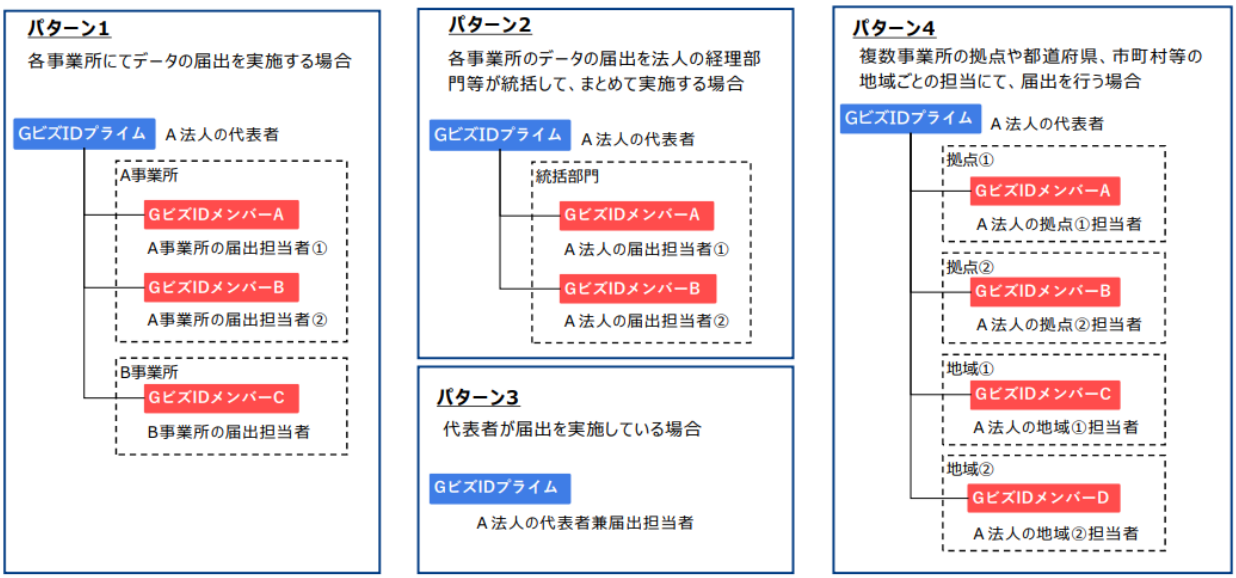

Gビズ ID は「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」の報告のみならず、「電子申請届出システム」における申請にも必要となりますので、未取得の事業所は早急に取得してください。
（原則、取得終了までに2週間程度かかります。）

【参考】

◆電子申請届出システムとは

介護分野の文書にかかる負担軽減を目的に構築されたシステムで、**草津市においては「変更届」・「休止・廃止届」・「再開届」について受付が可能です。**

従来、窓口に提出いただいていた上記書類を、システム上で（再）申請・受理・差戻の管理ができるため、運用を開始されている事業所からは、「窓口へ届出が不要なため、手間が省略される部分もある」と意見をいただいております。

当面の間は書面での提出も受付しますが、Gビズ ID を取得された事業所については、電子申請届出システムからの提出の推奨を行っておりますので、よろしくお願いいたします。